慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ウィグモア宛ボアソナード書簡14通の解題的研究 : 民法典論争と二人の外国人法律家
Sub Title	Quatorze lettres adressées par Gustave Emile Boissonade à John Henry Wigmore : deux juristes étrangers face à la querelle sur le premier code civil japonais
Author	岩谷, 十郎(Iwatani, Juro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.11 (2000. 11) ,p.154(51)- 204(1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20001128-0154

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法学研究 73 巻 11 号（2000：11）

資 料

ウィグモア宛ボアソナード書簡14通の解題的研究

——民法典論争と二人の外国人法律家——

岩　谷　十　郎

1．はじめに
2．ウィグモア宛ボアソナード書簡の全体像
3．書簡の復刻・試訳・註解
4．おわりに——展望

1．はじめに

ジョン・ヘンリー・ウィグモア（John Henry Wigmore, 1863-1943）が生前に残した膨大な量にのぼる文書は、最近ようやくその全体が、ノースウェスタン大学大学史資料室（Northwestern University Archives）の手によって細密に分類され整理された[1]。このいわゆる「ウィグモア文書（Wigmore Papers）」の存在と、その一部ではあるがかなり以前より整理が完了していた「日本関連文書（Japanese Collection）」については、すでに前稿にて紹介したとおりである[2]。

ところで、本稿で紹介するウィグモア宛のボアソナード書簡は、この二人の法学者が巡り会った地が明治日本であるにもかかわらず、叙上の「日本関連文書」の範疇には収められてはいなかった。それらは、差出人のリストにして五〇〇名を下らない、これまたウィグモアが生前に受け取った夥しい数に上る書簡の山の中から特にえり分けられていたのである。私は現地での調査の折、偶然にもこの資料の存在を知り、その写しを入手することができた[3]。

Kanagawa, le 24 9bre 92
Mon cher confrère L-1892

Le sort des Codes est décidé dans le mauvais sens.

Vos articles n'en seront pas moins continués j'espère, et ils resteront comme la condamnation de ceux qui, vantant les vieux usages japonais et critiquant le nouveau Code, n'ont étudié ni les uns ni l'autre.

— A titre d'information seulement, au sujet de votre article d'hier 23, je vous ferai remarquer que le Code japonais contient une disposition (provision) sur la garantie que doit le vendeur à son acheteur contre tout trouble ou éviction dont lui ou ses ayants-cause seraient auteurs; c'est l'article 396, 2e al. Livre II.

Si cet article ne se trouve pas au chapitre de la Vente, c'est parce qu'il est général et s'applique même aux contrats gratuits.

— Votre article de ce jour n'est pas moins favorable que les autres au Code.

Au sujet de la nature du Nantissement immobilier qui est une réunion de l'antichrèse et de l'hypothèque, avec la limite de 30 ans, je vous dirai qu'il a été rédigé sous les inspirations du Comité qui a demandé qu'il fût ainsi organisé pour être en accord avec les coutumes japonaises. Je ne pouvais que me conformer à leur désir.

Agréez, cher confrère, mes meilleurs sentiments

G. Boissonade

ノースウェスタン大学大学史資料室所蔵・ウィグモア文書。1892 年 11 月 24 日付ウィグモア宛ボアソナード書簡。冒頭に、「法典の運命は悪い方向に定められました」と書き出される。

今日、立法者意思を探求する法解釈的実践の上でも[4]、また近代日本法の歴史を振り返る上でも、ボアソナードの存在は極めて重要な意義を有していることは贅言の余地はない[5]。だが、明治政府の「お雇い」としての彼の輝かしい活躍の陰で、数多くの外国人法律家が招聘されていた。慶應義塾の開設後間もない大学部法律科の主任教授、つまり私立学校の一法律教師として日本に滞在していたウィグモアの存在は、これまで日本近代法史学上、正当に顧みられる機会はほとんど与えられてこなかった[6]。

本稿で紹介する一四通の書簡には、年齢からみれば父と子ほどに離れ、日本における立場や果すべき役割も異なり、さらにバック・グラウンドとなる法学的素養においても、大陸法型と英米法型に分かれる二人の外国人法律家の出遇いと、共感、それに別れが綴られている。しかもウィグモアとボアソナードを結び合わせた契機は、明治中期の政界・法律界を二分したあの「民法典論争」の中に伏在した。本稿ではひとまず、書簡の物語る事実に耳を傾けることにしたい。

2．ウィグモア宛ボアソナード書簡の全体像

ここでは、以下に紹介する書簡資料全般についての概観を示しておきたい。日付順に並べるならば次のようになる。

I	【書簡１】	1891（明治24）年１月22日あるいは23日	（英文）
	【書簡２】	1891（明治24）年２月４日	（英文）
	【書簡３】	1891（明治24）年２月７日	
	【書簡４】	1891（明治24）年２月18日	
II	【書簡５】	1892（明治25）年１月16日	（英文）
	【書簡６】	1892（明治25）年９月25日	
	【書簡７】	1892（明治25）年11月13日	
	【書簡８】	1892（明治25）年11月23日	
	【書簡９】	1892（明治25）年11月24日	
	【書簡10】	1892（明治25）年11月25日	
	【書簡11】	1892（明治25）年11月28日	

【書簡12】 1892（明治25）年12月16日

Ⅲ　【書簡13】 1894（明治27）年３月24日
【書簡14】 1894（明治27）年11月26日

上掲の表に明らかな通り、本資料は時期的に三つに区分されよう。

まず【書簡１】から【書簡４】まで。後者と【書簡５】との間で約一年の時間的隔たりが確認される。ここまでを第Ⅰ期とすることができよう。ある時、ウィグモアが「(旧）民法典の起源と歴史」をその起草者であるボアソナードへ尋ねることから両者の対話は開ける（【書簡１】)。そして本資料の書簡のほとんどは、発信人ボアソナードの母国語であるフランス語で書かれているが、それでも英文で認められたものが三通を数える[7]。ウィグモアとボアソナードは、英・仏どちらの言語を彼らのコミュニケーションを成立させる共通語として用いるのか、しばしば確認し合っている。これもまた彼らの出遇いを象徴する興味深いトピックであろう。

次に【書簡５】から【書簡12】までの八通、これを第Ⅱ期とすることができよう。この期に分類される書簡すべては、1892年（明治25）年内の日付を有するものの、特に11月については、その極めて接近した日付が示すように、頻繁な書簡交換が為されたとみられる。明治25年とは、「ボワソナァド法典の運命を決」した波瀾の年であった[8]。この年、閣内外の延期派、断行派の応戦がいっそう激化する中で第三回帝国議会が開催され、同年５月には貴族院における「民法商法施行延期法律案」が可決、この法律案は翌月には衆議院を通過し、内閣に提出される。そして８月に組閣された第二次伊藤内閣において組織された「民法商法施行取調委員会」の決定を待ち、天皇による「延期法律案」裁可上諭の日と定められたのが11月22日であった。したがって、この11月とは、ボアソナード法典にとってまさしく運命の分かれゆく月であったのである。

そして第Ⅲ期は、【書簡13】、【書簡14】から成る。両者いずれも1894（明治27）年内の日付が記され、特に前者ではすでに本国に帰国したウィグモアを思う中に、ボアソナード自身の望郷の念が吐露される。

本稿では、マニュスクリの書簡の復刻とそれにより得られたテクストの私なりの理解の結果としての「試訳」を提示する。また「訳註」にも、単なる背景的な説明

にとどまらず、書簡内に触れられる事実と書簡外的な事実とを整合させる私の視点からの「解釈」を示しておいた。これは近稿にて民法典論争におけるボアソナードとウィグモアの位相を提示するための私なりの準備作業なのだが、こうした私の「読み」が、直接に原文のテクストにあたられる読者の方々に何ほどかの参考になれば幸いである。

1) その内容は、"John Henry Wigmore（1863-1943）Papers, 1868-1996, Series 17/20, Boxes 1-245" として詳細にリスト化されている。本リストの入手にあたっては、ノースウェスタン大学図書館大学史資料室・主任アーキヴィスト、パトリック M. クイン（Patrick M. Quinn）氏、ならびに同資料室、ケヴィン B. レオナルド（Kevin B. Leonard）氏のお手を煩わせた。記して感謝の意を表す。

2) 前註所掲のリストによれば、ウィグモア文書はその全体を、「伝記関係資料」、「一般的および主題別書信」、「ノースウェスタン大学ロースクール関係」、「軍関係記録」、「日本における滞在と活動および日本法や日本の慣習法研究についての資料」、「講演および小刊行物関係」、「図書およびその他の大きな刊行物関係」、「音楽関係」のおおよそ八つの範疇に分類できるとされる。このうち日本関係のものについては、拙稿「ウィグモアの残した二つの契約書」（慶應義塾福澤研究センター『近代日本研究』第13巻、1996年）において、その内容や構造について紹介した。しかし上述の通り、ウィグモア文書の全体の整理が完了した今、かねてより整理の進んでいた「日本関連文書」も文書全体内における新たな体系的位置付けが為された。内容上の変更はないが、別稿にてそのリファレンスを紹介することにしたい。

3) 前註 2 参照。なお、この書簡資料群の整理完了以前の状況については、前註所掲の拙稿にて触れた。

4) 一例として、現在、雄松堂から復刊が開始された、ボワソナード民法典研究会編『ボワソナード民法典資料集成』には、法史学者のみならず多くの実定法学者が参加している。各巻に付される大久保泰甫氏による序文にはこの資料集成の目的が記され、そこに次のような一文が見られる。「（このような事情から、）今日の民法学および法史学においては、現行民法典が形式的意味のみならず実定法的意味においても、ボワソナード民法典の『修正』に外ならず、現行の条文や法制度の少なからぬ部分がそれに由来しているということが、共通の認識として定着している。」（『ボワソナード民法典資料集成』後期Ⅳ、G. Boissonade, Projet de Code civil, nouvelle édition, tome 1, 1890, Livre II, Des biens; Des droits réels, Art. 1-311, Tokio, Yushodo, 1998, pp. i－ii.）

5) 大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』雄松堂、1999年。

6) これまで、ウィグモアについての短い伝記的紹介は別としても、福島正夫「旧民法と慣行の問題」『福島正夫著作集 第4巻』勁草書房、1993年（初出・1967年）、村上一博（訳）「Japan Weekly Mail（明治25年）掲載の無署名論文『新法典と旧慣』（上）」（『同志社法学』第40巻第4号、1988年）などがあるだけである。なお、明治期におけるウィグモアの滞日の直接的な目的としての、慶應義塾大学部法律科における彼の法学教育については、拙稿「ウィグモアの法律学校－明治中期―アメリカ人法律家の試み－」（『法学研究』第69巻第1号、1996年）を参照されたい。

7) 以下の欧文復刻に際しては、すべてネイティヴスピーカーによるチェックを経ている。それは復刻作業において生じ得る誤読、誤記を原資料上のそれらから判別し避ける意味で為されている。そうした作業の過程で発見された疑問点等は――特にボアソナードによる英文書簡の場合など――、書簡内の註記にて私見を付しておいた。このようにできる限り原本に忠実な復刻を心掛けた次第だが、それでも生じ得る印刷上のミス等は、すべて復刻者の私の責任に帰せられるものである。

8) 大久保泰甫『ボワソナアド』岩波書店、1977年、173頁。

3．書簡の復刻・試訳・註解

【書簡1】

Dear Sir

I would comply willingly to your desire to obtain some informations[1] towards the origin or history of japanese civil code[2], but as I speak very badly in English, and understand it with great difficulty when spoken by an Englishman or an American; I prefer that you send to me on[3] writing the question you desire to be elucidated.

I will answer so as possible in English, except if you admit and understand French.

Concerning the second point, the native civil law, I am unable to give you any satisfactory answer, by myself, having constantly meet with great difficulty to obtain from Japanese officers the information of that kind I wanted of[4].

Also, I would like to know for which purpose you desire obtain these information, if I am not indiscreet.

Believe me, Yours sincerely,

Boissonade

1) *sic*, some informations → some information
2) *sic*, japanese civil code → Japanese Civil Code
3) *sic*, on writing → in writing
4) *sic*, I wanted of → I wanted

【書簡 1】

拝啓[1)]

日本の民法典の起源または歴史についての情報を得たいとのあなたのお求めにお応え致したいのはやまやまなのですが、なにしろ私は英語を話すことに大変に苦手であり、それにイギリス人ないしアメリカ人の話す英語を理解するのにも極めて大きな困難が伴うのであります。

したがって、明らかにすることをお望みのご質問を書面にてお寄せくださると、私とすれば有り難いのであります[2)]。

あなたがフランス語をお認めくださりかつご理解されるのであれば格別としても、でき得る限り、英語にてお応えするつもりです。

二つ目の点について、すなわち固有の民事法でありますが、私自身ではあなたのご満足するいかなるお応えもできません。というのも、私がかつて求めたその類いの情報を、日本の役人から得るには常に非常な困難に遭遇したからです。

以上に加えて、もし差し支えないのであれば、いかなる目的であなたがこうした情報を求めておられるのか伺いたく思います。

敬具

ボアソナード

1) この書簡に日付や発信地などの記述はないが、次の【書簡 2】の中に日付が載る。明治24（1891）年の 1 月22日か23日であろう。なお、フランス語原文の書簡には、頭書として、Cher Monsieur, Cher confrère 等の異なる表現が用いられ、結尾文も同

様である。そこに書き手の主観が反映されているものと思われるが、訳出にあたっては、そのニュアンスを伝えることが困難であることもあり、原則的には「拝啓」「敬具」を用いることにした。

2) ウィグモアからボアソナードへの最初のアプローチがいかなる仕方であったのかは分からないが、両者は少なくとも【書簡５】の時点まで、互いに面識がない状態が続く。

3) ウィグモアからの質問は大きく２つに分けられた。第一の点が、(旧) 民法典 (財産編・財産取得編［一部］・債権担保編・証拠編は、明治23 (1890) 年４月21日公布、財産取得編［残部］・人事編は、同年10月７日公布) の立法史について。第二の点が、民事慣習法について。質問者は、日本における民事立法と民事慣習というふたつの大きな法源を見据え、それらの情報を操作し、用い得る立場にボアソナードがいたことを知っている。

【書簡２】

Kanagawa, Takashima yama, 4th February 91

Dear Sir

I am yet waiting for your letter. I have answered to you the 22d or 23d January[1] that as I am not sufficiently able to speak English and understand when spoken[2], specially in serious matters. I prefer that you would put your questions on[3] writing in English, and I would answer to these in my imperfect English.

I fear that my letter has not reached you and I pray you to not[4] think that I am in fault towards you.

Belive me, dear Sir,
Yours truly,
Boissonade

1) *sic*, the 22d or 23d January → <u>on</u> the 22d or 23d <u>of</u> January
2) *sic*, when spoken → when spoken <u>to</u>
3) *sic*, <u>on</u> writing → <u>in</u> writing

4) *sic*, I pray you to not think → I pray you not to think

【書簡 2】

神奈川、高島山[1]、1891年 2 月 4 日

拝啓

あなたからのお便りをずっとお待ちしております。一月の二二日か二三日に、私が英語を話すことができず、またとりわけ重要な事柄について語られた英語を理解することが十分にできないことをお応え致しました。私は、むしろあなたが英語の書面にてご質問をお寄せくださる方がよろしいことを、そして私はそれらの質問に完全ではない私の英語でお応えしようということを述べました。

私の書簡があなたの手許に届かなかったのではないかと恐れております。そして私があなたに失礼を致したなどと、どうぞお考えくださいませんように、切に祈っている次第であります。

敬具

ボアソナード

1) 現在は高島台と呼ばれ、横浜市神奈川区の南部にあり、西区との接点に位置する標高40メートル余りの高台。かつては高島山・飯綱山とも称された。その名の由来は、明治初期に高島町の埋立てを行った際、高島嘉右衛門がこの高台から指揮を下し、また後年そこに居住したことに発する（『角川日本地名大辞典 14 神奈川県』、1984年、553頁）。現在は、京浜急行線神奈川駅直近の場所であり、当時の地図などによれば、この高台の下を巡るようにして東海道がはしり、眼前には湾が大きく広がっていた。また「神奈川」は、明治22年から34年までの神奈川町の大字名（前掲『角川日本地名大辞典』、252頁）であった。

【書簡 3】

Kanagawa, le 7 fév. 1891

Cher Monsieur

Je vous envoie la préface de la réimpression du 1er volume de mon Projet de Code civil.

Vous trouverez à peu près ce que vous désirez savoir sur les origines du Code civil japonais.

Si vous désirez quelques autres renseignements que je puisse vous fournir, je vous les donnerai avec plaisir.

Je me propose aussi de vous faire hommage des 5 volumes du Projet avec commentaires; mais ce ne pourra être que la semaine prochaine. Parce que je ne les ai pas ici à Kanagawa.

Quant aux anciennes coutumes japonaises, je n'en ai que des notionts très incomplètes et très incertaines, pour la raison toute simple que les matières que j'ai traitées étaient, comme vous le dit ma préface, celles sur lesquelles les coutumes étaient ou muettes ou incertaines et en tous cas très diverses suivant les provinces.

Elles étaient, au contraire, assez fixes en matières de famille et de successions, mais ce sont précisément les matières dont je n'ai pas eu à m'occuper.

Tout a été fait par les légistes japonais dans cette partie du nouveau Code.

Je m'informerai de la valeur comme exactitude du Recueil de coutumes japonaises publié il y a quelques années. Je l'ai, mais il ne m'a jamais servi. Lorsque je paraissais trop m'écarter des coutumes japonaises, on me demandait des modifications. Mais ces coutumes ne m'ont jamais paru mériter beaucoup d'admiration.

Vous trouverez dans le Tome II de mon Projet des textes et des développements sur l'enrichissement indû comme source d'obligations civiles.

Vous faites une légère méprise (misconception) au sujet de la rédaction des coutumes françaises: elles n'ont pas été rédigées et publiées comme préparation du Code français: la rédaction et la publication officielle datait déjà de trois siècles (de deux pour les coutumes révisées).

Elles formaient un corps de droit considérable (8 vol. in folio). Le Japon n'a jamais rien eu de pareil. Et pourtant il a fallu y renoncer dans l'intérêt de l'unité du pays.

Agréer, cher Monsieur, l'assurance de mon entier dévouement.

Boissonade

Vous pourrez m'écrire en anglais. Mais votre français est très clair.

【書簡 3】

神奈川、1891年 2 月 7 日

拝啓

あなたに私の起草した民法典草案［注釈書］第 1 巻の重刷の序言部分[1]をお送りします。あなたは、日本民法典の起源についてお知りになりたい大体のことを、見いだすでありましょう。もし私があなたに提供して差し上げられるその他の情報をお望みならば、喜んでそう致しましょう。

またあなたには、注釈付きの草案 5 巻[2]を献呈しようかとも思っております。しかし、それは来週を待たなくてはならないでしょう。なぜなら、ここ神奈川にそれらを持ち合わせていないからであります。

日本の旧慣習については、私は極めて不完全かつ不確実な観念しか持ち合わせておりません。これは単純な理由によるもので、私が扱ってきた素材は、私の書いた序言をお読みになればお分かりになるように、慣習がこれまで沈黙していたり不確実であった、つまり地方によって極めて多岐多様であったことによるのです。

それらの慣習は、その逆に、家族や相続に関してはかなり固定しておりました。しかし、それらは、私の関わる事柄ではなかったのであります。新法典のその部分は、すべて日本人の法律家たちによって作られたのであります。

私は、数年前に印刷された日本の慣例集[3]の信憑性について問い合わせてみることにしましょう。私もそれを持ってはいるのですが、全く役には立ちませんでした。私が日本の慣習から離れ過ぎたと思われた時には、修正が求められました。しかし、これらの慣習は、私には決して多くの称賛に価いするものとは見えなかったのであります。

あなたは、私の草案［注釈書］の第 2 巻[4]の中に、民事上の債務の発生原因とし

ての不当利得についての条文と、その説明を見いだすでしょう。

あなたは、フランスの慣習法の編纂について若干の思い違いをなされています。それらは、フランスの法典［民法典］の準備として、編集や刊行をされたわけではないのです。それらの公的な編纂や刊行は既に3世紀前に遡ります[5]（このうち改正された慣習法については、2世紀前に遡ります）。それらは法の著大な集成を成したのであります（フォリオ版で8冊）。日本はこれに類するものを全く持たなかったのであります。とはいえ、国家統一の関心の中にそれらを放棄しなくてはならなかったのです。

敬具

ボアソナード

私宛には英語で書いてくださって結構です。しかし、あなたのフランス語は、極めて明晰であります。

1) Projet de Code Civil pour l'Empire du Japon, accompagné d'un commentaire par M.G^ve BOISSONADE, nouvelle édition, tome Ⅰ～Ⅳ, 1890-1891, Tokio、いわゆる「プロジェ新版」である。すでに法学士会を初めとした民法典批判が出ていた時である。この序言（préface）には、それ以前の版に比してボアソナードの防戦的な姿勢が窺える。

2) Projet de Code Civil pour l'Empire du Japon, accompagné d'un commentaire par M.G^ve BOISSONADE, deuxième édition, tome Ⅰ～Ⅴ, 1882-1889, Tokio、いわゆる「プロジェ第2版」である。新版のⅡ～Ⅵ巻は、1891年に刊行される。本書簡作成時には、未だ刷り上がっていなかったので、旧版（第2版）を送ったと考えられる。

3) 【書簡4】を参照のこと。

4) 「プロジェ新版」（1891年刊）の第2巻、277頁以下。

5) これは、1454年のシャルル7世による「モンティル・レ・トゥールの王令」によって慣習法の成文化を命じた事実を指すのであろう。この革命以前に「3世紀遡る」事業は、フランス絶対王制確立期に位置付けられるもので、16世紀初頭には主要な慣習法の成文化は果たされたが、その不備を補いさらなる慣習法の統一化を図るための改正作業が着手されたという。山口俊夫『フランス法概説上』東京大学出版会、1982年、28頁以下、Fr・オリヴィェ-マルタン著、塙浩訳『フランス法制史概説』創文社、1986年、623頁。

【書簡 4】

Kanagawa, le 18 février 1891

Cher Monsieur

J'ai pris au Shihôsho des informations sur la publication des anciennes coutumes japonaises (Minji K.A.). Cet ouvrage n'a pas été traduit.

Il existe un autre recueil de coutume et de décisions judiciaires, sur la propriété, fait sous les Shogouns.

On a tenu compte autant que possible de ces documents dans la préparation du Code civil, mais c'est fort incomplet, souvent obscur et très variable suivant les lieux.

On me donnait connaissance, de temps à autre, des points qui pouvaient motiver des changements à mon Projet; mais, au Shihôsho même, on n'avait pas beaucoup d'enthousiasme pour ce passé, insuffisant ou inapplicable aujourd'hui.

Vous pourriez voir sur ces questions historiques, M.Ideoura, secrétaire particulier du vice Ministre de la Justice: il parle très bien anglais.

S'il ne peut vous satisfaire entièrement, il pourra vous mettre en rapport avec quelque autre officier.

L'Enrichissement indû auquel vous donnez votre attention est une théorie peu généralisée en France. C'est à peine si les auteurs la mantionnent pour expliquer nos quasi-contrats (c. civil, art. 1371 et suiv.).

J'ai toujours, dans mon enseignement, en France et ici, mis en relief cette cause d'obligation, et je n'ai pas négligé l'occasion de lui assigner sa place légitime dans le Code japonais.

Les membres des commissions s'y sont ralliés sans difficulté.

Je ne connais en France aucun ouvrage spécial sur la matière. Mais tous les commentateurs du Code civil sont bien obligé d'en faire un peu mention en expliquant les articles précités.

Agréer, cher Monsieur, mes meilleurs compliments.

Boissonade

I hope you will may read me.

【書簡４】

神奈川、1891年２月18日

拝啓

私は司法省にて、日本の旧慣習の出版物（Minji K. A.[1]）についての情報を得てまいりました。この本は翻訳はされておりません[2]。

また所有権［不動産］については、歴代の将軍の治世下で慣習や裁判例が纂集されたものも存在します[3]。

民法典を準備する作業において、これらの資料を可能な限り考慮しましたが、それらはこのうえなく不完全で、しばしば不明瞭かつ地域により極めて雑多なものであります。

私には、起草した草案に対し修正を迫る理由付けとなり得る論点についての知識が、しばしば与えられてきました。しかし、司法省においてすら、今日では不十分かあるいは適用不可能なこうした過去の話には、それほど乗り気ではなかったのです。

こうした歴史的な疑問については、司法次官の個人秘書を勤める出浦氏[4]に会うとよいでしょう。彼は英語をとても上手に話します。

もし彼の説明であなたが十分に満足しなかったとしても、彼はまた別の役人をあなたに紹介することでしょう。

あなたが注目された不当利得は、フランスではほとんど一般化された理論とはなっておりません。せいぜいのところ、論者は、従来の準契約を説明するために言及するにすぎません（仏民法第1371条以下[5]）。

私はいつも、フランスにいる時でも日本にいる時でも、講義においては、この債務の原因を強調してまいりました。そして、日本民法典の中で、正当な位置付けをこの理論に対し与えてやることを忘れなかったのであります。委員会のメンバーは難色を示すことなく賛同してくれました。

私はフランスにおいて、この事柄についてのいかなる専門的な著述を知りません。

しかし民法典を注釈するすべてのひとは、前に引用した条文を説明しつつ、その理論に若干でも言及せざるを得ないのであります。

敬具

ボアソナード

あなたが、私の手紙をお分かりになるとよいのですが。

1) この文脈では、明治10（1877）年刊・『民事慣例類集』か、明治13年刊・『全国民事慣例類集』かは特定できない。しかし、ボアソナードは後者の13年版の存在は知らなかったとみえる。彼は別の箇所で、明治10年か11年あたりに、民法典の編纂のために全10巻からなる膨大な手書きの慣習法集ができたと述べ、自らの手許にはその抜粋（abrégé）のみがあったという（G. Boissonade, Les anciennes coutumes du Japon et le nouveau code civil, in: Revue française du Japon［仏文雑誌］, 1893, p. 416）。だがこれはボアソナードの思い違いで、その抜粋とは、おそらく明治10年版の『民事慣例類集』であり、全10巻の資料はウィグモアによって後に英訳される『徳川裁判例』であると考えられる（山田好司「ウィグモアと旧司法省編纂近世法制史料」『法の支配』第56号、1983年、73頁）。

2) ここで重要なことは、ウィグモアとボアソナードにとって、「慣例類集」の存在は既知のものとして扱われていることである。ここでのポイントは、同書が翻訳されているか否かという事実ではなかったか。おそらくはウィグモアからのそうした質問にボアソナードが応答したものだろう。

3) 『徳川時代民事慣例類集』、『徳川裁判例』、『裁許留』といった名称が付されていた資料群を指すのだろう。文意からボアソナードはそうした資料の存在は知らなかったと思われる。ウィグモアがこのボアソナードの情報に基づき司法省を訪ね実際に目にした史料には、後に戦災にて焼失したものもあり、現存する史料名と目録上そのそれ（すなわちウィグモアが参照しメモを残したもの）とを一致させる考証が必要である（前掲山田論文、74頁以下参照）。なお「不動産の部」は、『徳川時代民事慣例類集』の一部である。

4) 出浦力雄は、明治23（1890）年12月10日現在の内閣官報局『職員録（甲）』、201頁によれば、司法省総務局書記官として出仕している。またボアソナードは、出浦が司法次官の個人秘書（secrétaire particulier）であるとするが、当時の司法次官は箕作麟祥であり、彼はまた総務局局長をも兼任している。なお、出浦は、福井県士族、嘉永5（1852）年に生まれ、明治3年には大得業生に任じられ、そのまま少助教として大学に任官するが、大学廃止後は文部省に出仕し、明治8年以降、新潟英語学校二等教諭、東京英語学校二等教諭などに任じられる。9年の文部大輔田中不二麿に随行し米

国フィラデルフィアにも赴くが、13年に司法省雇になり、内記課詰、翌14年には編纂課詰を、また17年からは司法権少書記官に命じられる（以上、『公文録』明治17年・官吏進退・司法省自七月至一二月）。

5) 同条は、元太政官翻訳局蔵版・元老院議官箕作麟祥増訂『増訂 仏蘭西法律書 憲法民法』博文社蔵版、明治21年印刷、によると、「准契約ハ純粋ニ人ノ任意ノ所為ニシテ其所為ヨリシテ第三ノ人ニ対シテ或ル義務ヲ生セシメ又時アリテハ双方相互ノ義務ヲ生セシム」（同書、375頁）とある。1891年発刊のボアソナードの「プロジェ新版」第2巻、277頁以下に注釈があるが、翌92年には不当利得返還請求権の法理をめぐるフランス破毀院の判例変更が為される。さしあったって、山口俊夫『フランス債権法』東京大学出版会、1986年、194頁以下を参照のこと。

【書簡５】

Kanagawa, 16th January 1892

Dear Fellow（Cher confrère）

I am very honored by your desire to send my photograph to an american law Magazine[1].

I regret to have not it[2] now in more simple dress, because the American men[3] don't bear（wear?）[4] official costume nor decoration.

This has been made, at the request of my scholors. The joined lithograph has been also draft from a photograph, four years ago.

Please choice[5] one to be sent, the other to be kept by yourself, and please favour me of your photograph, as I have not yet had the advantage to make your acquaintance. I pray you to not give[6] to the Law Magazine the complement of my name（de Fontarabie）, although it is my patronymic name, because the name Boissonade, shortly, is more known, from my father, the french learned hellenist. I use the complete name only in public acte, not even in my published works. Besides, I should loss[7] very much if anyone would designate（nominate）me under the name de Fontarabie only: nobody would recognize me.

I join hereafter a short notice for the reader of Magazine.

On the past year[8], you have asked me some contribution to your researches on the former laws of Japan, regarding the condition of ownership and tenure of the land. I have answered that my notions on this historical point were not sufficient to enrich your documents. I hope that you have obtained better from others. Besides, two years ago, it has been etablished[9], at Tokio, a new law school, under the patronage of count Yamada; its aim is to teach and enlighten the History of law in Japan (Nippon orizou[10] gakko -Idamachi) .

I don't remember whether I have given to you this information.

Belive me, dear fellow,

Yours sincerely,

G. Boissonade

Notice for the american law Magazine[11].

Mr. G. Boissonade is born near Paris, 1825[12]. He is the son of the late learned french hellenist, F. F. Boissonade, of Paris.

M.G.Boissonade, has taught the law and political economy at (in) the college of law[13] (Faculté de Droit) of Paris, of which he is remained[14] honorary professor. From 1873, M.Boissonade is in (?) service of Japan[15], as legal adviser of Government and of Ministry of Justice; in the latter qualification (?) , he has made the drafts of the two criminal Codes of Japan, in force from 10 years ago (?) and of civil code[16], now promulgated, to be in force the next year. He has taught the natural, civil and criminal law in Japan[17], during the past seventeen years and many of the judges and advocates (baristers?) of[18] Japan are his disciples.

[He has been twice laureate of the Institut of France.]

[1 頁目欄外挿入部分　Have you read in the Japan Mail of 27th november 91 my Medium Bimetallism read before the Institut of France?]

1) *sic*, american law Magazine → American Law Magazine
2) *sic*, I regret to have not it → I regret not to have it
3) *sic*, the American men → American men
4) *sic*, bear（wear?） → wear or bear
5) *sic*, choice → choose
6) *sic*, I pray you to not give → I pray you not to give
7) *sic*, loss → lose
8) *sic*, On the past year → In the past year
9) *sic*, etablished, at Tokio → established in Tokio
10) *sic*, orizou →（horistu/法律の音）
11) → 1)
12) *sic*, G. Boissonade is born near Paris, 1825. → G. Boissonade was born near Paris, in 1825.
13) *sic*, at（in）the college of law → in the College of Law
14) *sic*, is remained → remains
15) From 1873, M.Boissonade is in（?）service of Japan, as legal adviser of Government and of Ministry of Justice → From 1873, M.Boissonade has been in the service of Japan, as legal adviser of the Government and of the Ministry of Justice
16) he has made the drafts of...and of civil code...to be in force the next year → he has made drafts of...and of the Civil Code...to be in force next year
17) He has taught the natural, civil and criminal law → He has taught Natural, Civil and Criminal Law
18) *sic*, of → in

【書簡５】

神奈川、1892年１月16日

拝啓

あなたが、アメリカの法律雑誌[1)]に私の写真をお送りくださるとのご意志を大変光栄に存ずる次第であります。

もっとさっぱりとした服のものを、今持ち合わせていないことを遺憾とします。なぜならアメリカの人々はもったいぶった服装や装飾を身につけないからでありま

す。

この写真は、私の生徒の求めに応じて作ったものです。併せてお送りしたリトグラフもまた、4年前に写真を基に作ったものです。

どうぞ［雑誌に］送るための写真を一枚お選びください。残ったもうひとつのものは、あなたがお持ちください。そして、未だお目にかかることのないあなたの写真をお送り下さいましたら幸いです[2)]。

その法律雑誌には、私の名前の、de Fontarabie という補足部分は、名字であるとはいえ付けないようにお願いします。なぜなら、手短なボアソナードという名前の方が、フランスの教養あるギリシャ学者であった父のときから、より知られているからであります[3)]。私は、自分の完全な名前は、専ら公用の文書にだけ用い、私の書いた印刷物にさえそれを用いません。その上、もし de Fontarabie という名前だけで私を名指ししようとすれば、私はそうした業績の多くを失うことになりましょう。誰も私であることを確認できなくなります。

以下に、雑誌の読者のために短い紹介文を付記しておきます。

昨年あなたは、ご自身の土地の所有権と保有の条件をめぐる日本の旧法についてのご研究に対し、私がなにがしかの貢献をし得るものと、私に依頼されてきました[4)]。私は、この歴史的な事柄についての私の観念はあなたの資料を豊かにするには十分なものではないとお応え致しました。あなたが、他の方々から、よりよいものを得られていることを望んでいます。また、2年前に、東京では、山田伯爵の後援の下に新しい法律学校が設立されました。その目的は日本における法の歴史を教え啓蒙することにあります（日本法律学校－飯田町[5)]）。

このことを既にあなたにお伝えしたか定かではありません。

敬具

ボアソナード

アメリカの法律雑誌のための紹介文

G. ボアソナード氏は、1825年にパリ近郊に生まれる。博学なフランスのギリシャ学者である故 F. ボアソナードの息子である。

G. ボアソナード氏は、パリ大学法学部にて法律と政治経済学を教授した。現在同学部の名誉教授である。［彼はフランス学士院より二度に亙り表彰される－欄外挿入］1873年より、日本政府と司法省の法律顧問として、日本に滞在する。司法省

における任務として二つの日本刑事法典－これは施行後10年が経過している－の草案と、現在公布され来年より施行が予定されている民法典の草案を起草した。過去17年における日本滞在期間中に、彼は自然法、民法そして刑法を教授し、日本における裁判官や弁護士の多くは彼の門弟である。

［欄外付記］

あなたは、91年11月27日付けの「ジャパンメイル」に、私が書きフランス学士院（Institut of France）において報告された「Medium Bimetallism」を読まれましたか[6)]。

1) ここでは、固有名詞として理解しない。この「記事」が実現したのは、John Henry WIGMORE, "Legal Education in Modern Japan", in; The Green Bag, vol. V, 1893, p. 18 においてである。そこにはボアソナードの肖像写真と、紹介文が掲載される。【書簡13】も参照のこと。
2) 彼らは未だ直接に顔を合わせることがなかったとみえ、文中からも、前書簡から約１年、音信が途絶えていた様子である。
3) 以下に付される紹介文とともにボアソナードの家族・履歴関係については、大久保泰甫『ボワソナアド』岩波書店、1977年、西堀昭『増訂版 日仏文化交流史の研究』駿河台出版社、1988年、27頁以下を参照のこと。
4) この一文からウィグモアの当初の質問趣旨が具体的に知らされる。彼は、明治23（1890）年12月10日、日本アジア協会（The Asiatic Society of Japan）にて、"Notes on Land Tenure and Local Institutions in Old Japan —Edited from posthumous papers of Dr.D.B.SIMMONS" と題する報告を行っている。この報告は、後日ウィグモアによる詳細な脚注が施されて、同協会機関紙、Transactions of the Asiatic Society of Japan, vol. XIX pp. 37-271 に掲載される。おそらくこの準備過程で、ウィグモアは日本の民事慣習（主として土地をめぐる）などの情報を求めたと思われる。
5) 日本法律学校は、明治23（1890）年10月４日にその設置が認可され、従来から古代法制が教授されていた皇典講究所の敷地内に校舎を新築した（東京府麹町区飯田町５丁目）。その開設については、同22年から皇典講究所所長を務めていた司法大臣・山田顕義の尽力があったとされ、開校式にはボアソナードも招かれ、初代校長は金子堅太郎であった（以上、日本大学広報部・日本大学大学史編纂室共編『日本大学100年』1989年、52頁、日本大学大学史編纂室『日本法律学校の淵源とその周辺の人々』1990

年)。なお「法典伯」の異名をとった山田は民法典論争では、政府部内にあって断行派に属し、ボアソナードとの親交も厚かった。ここでは山田について、日本大学総合科学研究所編『山田顕義』、1992年を挙げておく。

6) この「中間的金銀両本位制」とでも訳せるボアソナードの論文が、フランス学士院（精神政治科学アカデミー）にて、グラソン（GLASSON）によって代読されたのは、1891年6月のことである（Cf. Compte rendu de l'Académie des sciences morales et politiques, vol. 136, p. 276, 279)。またボアソナードは、同様のテーマで92年5月28日に日本の仏学会（→【書簡11】註5）にて、"De la récomciliation de l'or avec l'argent ou du bimétallisme moyen dans le nouveau code civil japonais" と題する講演を行っている。その原稿は、Revue française du Japon［仏文雑誌］, 1892, n°5 に、その日本語による講演録は、『法学協会雑誌』第10巻第6号（明治25年6月1日)、8号、9号に、また『明法誌叢』第4号（明治25年6月21日）に、それぞれ掲載される。

【書簡6】

Kanagawa, le 25 7bre 1892

Cher confrère

J'ai reçu hier votre aimable lettre et vos deux brochures. Je suis dans l'admiration d'un travail déjè si considérable sur les anciennes coutumes japonaises.

Je devine les énormes difficultés que vous devez avoir rencontrées pour trouver ces documents et en obtenir la traduction. Il serait dommage que votre prochain départ ne vous permît pas de compléter ce grand travail.

Les Japonais n'ont jamais fait de compilation de cette importance. Quand l'Introduction sera parue, je me propose de rendre compte de votre travail dans notre Revue Française.

Je suis heureux que vous ayez approuvé mon article pour la défense des Codes. La réponse des légistes au manifeste était comme vous dites, bien facile et bien incomplète. Je serai enchanté que vous veniez à notre aide.

Vous êtes dans une situation d'impartialité qui donnera une grande

autorité à votre défense.

Je vous enverrai mardi le texte français de la partie à laquelle j'ai collaboré.

Le Livre des Personnes et les 3 chapitres complémentaires du Livre III sont imprimés en anglais, ainsi que le Code de commerce. Je n'en ai reçu qu'un seul exemplaire.

Le Shihôsho n'en a pas de disponibles, parce qu'il a donné le droit d'imprimer et de vendre à Hakoubunsya (Ginza, Ihichome 1). C'est très bon marché.

Je vous offrirai avec le texte français, un exempl. en français de mon article et une brochure sur le bimétallisme.

Je l'ai en anglais et en français. Je vous donnerai un exempl. des deux. Si vous connaissez en Amérique quelque banquier ou économiste que la question intéresse, vous pourrez lui communiquer l'anglais.

Je compte envoyer mon travail au congrès monétaire de Chicago. Agréer, mon cher confrère, la nouvelle assurance de ma sympathie.

Boissonade

【書簡 6 】

神奈川、1892年 9 月25日

拝啓

昨日、あなたからのご丁寧なお手紙と二つの冊子を頂きました[1]。日本の旧慣習について為さったこのように大変なお仕事に感嘆いたしております。

私は、こうした資料を発見したりその翻訳を得るためにあなたが遭遇しなくてはならなかった膨大な困難を推察いたします。あなたのご出立がこの偉大なお仕事の完成を許さないことは残念なことでありましょう。

日本人は、これほどの規模の資料編纂をこれまで一度もしたわけではありません。序論が発刊されたならば、私は「仏文雑誌」[2]上、あなたのお仕事の書評を致そうかと考えております。

私は、法典を擁護するための私の論文に賛同して下さったことを嬉しく思います[3]。声明書の法学者たちの反応は、あなたが言われるとおり、かなり安直なものでありまたかなり不完全なものであります。あなたが私達を援助して下さっていたことは、嬉しいことであります。

あなたは中立の立場におられるので、あなたの擁護論には大きな権威が与えられるのです。

火曜日[4]に私が参画した部分のフランス語のテクストをお送りしましょう[5]。人事編と第3編の補完的な3つの章は、商法典同様、英語で印刷されました[6]。私はそれを一冊しか持ち合わせておりません。

司法省は持ち出し可能な部数を持ち合わせておりません。というのは、博文社（銀座一丁目）に出版と販売の権利を与えたからです。これは極めて廉価です。

あなたにはフランス語の条文とともに、フランス語の私の論文を一部、さらに金銀両本位制（bimétallisme）に関する冊子を差し上げましょう。その英語のものとフランス語のものを私は持っております。あなたにはそのどちらも一部ずつ差し上げるつもりでおります。もしあなたが、この問題について関心を示す銀行家か経済学者をご存じなら、その人に英語のものを手渡すことができましょう。

シカゴの通貨会議[7]に私の業績を送るつもりでいます。

敬具

ボアソナード

1) この二つの冊子とは、日本アジア協会の機関誌、Transactions of the Asiatic Society of Japan, vol. XX の増刊号（supplement）として発刊が始まった、ウィグモアの "Materials for the Study of Private Law in Old Japan" のうち、1892年6月刊行の "Part II（Contract: Civil Customs)" と同年7月刊行の "Part V（Property: Civil Customs)" であろう。

2) 『仏文雑誌（Revue française du Japon)』は、日本におけるフランス学の隆盛を目指して明治19（1886）年に設立された「仏学会（Société de la langue française)」の機関誌で、1892年から1897年まで刊行された。本雑誌について触れるものは少なくないが、本雑誌を研究の直接の対象としたものとして、ここでは、島本昌一「仏文雑誌とミシェル・ルヴォン－Revue française du Japon と M.Revon」『研究と評論』第40号、1988年、及びボアソナードとの関連を論じた拙稿、"La publication de la Revue française du Japon（1892-1897）：l'infructueuse tentative

d'un juriste français, conseiller auprès du gouvernement japonais", in: Japon pluriel 3, Paris, 1999, pp. 45-53 を挙げておく。

3) このウィグモアの法典擁護論は、おそらくボアソナードへの個人的な所信表明の仕方で行われたものだろう。本書簡に出てくる "Materials for the Study of Private Law in Old Japan"（註1参照）は純然たる資料紹介の体裁を崩さず、同時期の法典論争を狙った言葉は全く見えない。また、この一方で、"New Codes and Old Customs" は Japan Daily（Weekly）Mail 紙上には発表されていないからである（【書簡8】註2参照）。

4) 9月27日にあたる。

5) むろん財産編・財産取得編（1-12章）・債権担保編・証拠編を指す。

6) 人事編・財産取得編（13-15章）は日本人立法者に委ねられた部分。英文の前者とは、Shihosho（Ministry of Justice）, Law of application of the laws in general of Japan, Civil Code of Japan, Book on the law of person, Tokyo, 1892, 98p.（国立公文書館内閣文庫所蔵、函架記号 E20119）、後者は、Shihosho（Ministry of Justice), Civil Code, Book on the law of acquisition of property, Tokyo, 1892, 29p.（同前、E20120）をそれぞれ指すのだろう。また商法典については、Shihosho（Ministry of Justice), Commercial Code, Tokyo, 1892, 339p.（同前、E20856）がある。これらのいずれもが、博文社が出版元で、前2者（民法）については、いずれも明治25年6月24日に初版が出され、後者（商法）については、その日付は同年6月7日であった。こうした当時の法典の英訳作業は、明治18（1885）年以降、司法省法律顧問であったカークウッド（→【書簡12】）の仕事であったことはつとに知られている（手塚豊「司法省御雇外人カークード」『明治史研究雑纂（手塚豊著作集第十巻)』慶應通信、1995年・1967年初出、213頁以下、大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』雄松堂、152-153頁)。

7) この通貨会議とは、シカゴ第一国立銀行頭取の Lyman J. GAGE が委員長となって、日本を含む世界各国の銀行家や投資家に呼びかけて、シカゴ万博に併せて、1893年6月にシカゴで開催された The World's Banker's Congress であろう。金融・銀行業に関するあらゆる事項が討議に付されるするというもので、そこではボアソナードも関心を寄せる通貨統一をより促進させることも提議された（The Banker's Magazine and Statistical Register, vol. 47, 1892-1893, p. 338 et 887)。ボアソナードは参加予定の日本人から、この会議のことを事前に知ったのであろう。

【書簡7】

ce serait pour le plus grand profit des lecteurs.

Comme le même travail ne pourrait être donné en même temps à la Revue Historique et à la Société de législation, je préférerais le donner à cette dernière qui a d'ailleurs beaucoup plus de lecteurs.

La Revue historique pourrait charger [du compte rendu][1] un de ses rédacteurs qui a été 7 ans ici, M.Appert, ancien professeur à l'Université.

Vous pourrez me trouver au Shihôshô un Mardi ou un Vendredi de 10h 1/2 à midi.

Votre tout dévoué　　Boissonade

1) 欄外に挿入されたもの。

【書簡７】

神奈川、1892年11月13日

拝啓

あなたから新たにお送り下さったものに感謝致しますとともに、序論と第１部を有り難く頂戴致します[1]。

あなたの業績を下記宛にお送りするために喜んでお世話致しましょう。

1　「新フランス法・外国法制史雑誌[2]」、来日するまでの数年間、私も協力してきた雑誌です。

2　比較立法協会[3]、私もそのメンバーであり、常に連絡を保っている機関です。

私が思うに、こうした文書についてパリにいる人間に書評させることはかなり難しいことでありましょう。というのも、それらが英語で記されているからではなく(雑誌の編集者には、英語をよく理解する者もおりますし、比較立法協会には、英語（法）部門[4]もあるからです)、あなたご自身で控えめにつけられた表題の示すように、それらが専ら資料（素材）であるからです。([ラテン語で] 粉々にされた肢体)

私もまた、もし遺跡の粉々になった石の前にたたずみ、その遺跡を再建せよと言われたときに感じる当惑を覚えます。

私は当初あなたに対し書評（あなたがたはこの場合、review というのでしょう

Kanagawa, le 13 Nov. 1892

Cher Monsieur et honoré confrère

Je vous remercie de votre nouvel envoi et recevrai avec reconnaissance la 1re Partie avec l'Introduction.

Je vous offre très volontiers mes bons offices pour envoyer vos travaux:
1° à la Nouvelle Revue Historique de droit français et étranger, à laquelle j'ai collaboré pendant plusieurs années avant mon arrivée au Japon,
2° à la Société de Législation comparée dont je suis membre et avec laquelle je suis en rapports fréquents.

Je crois qu'il serait bien difficile à un parisien de faire un compte rendu de ces documents, non parce qu'ils sont en anglais (la Revue a des rédacteurs qui le comprennent bien et la Société de Législation a une Section anglaise), mais parce que ce ne sont, comme vous les intitulez modestement vous-même, que des matériaux (disjecta membra corporis).

Pour moi-même, j'éprouve le même embarras que si je me trouvais en présence des pierres éparses d'un monument et qu'on me chargeât de le reconstruire.

J'avais d'abord espéré pouvoir vous offrir de faire un compte rendu (vous dites review dans ce cas?).

Mais je vois que cela me serait impossible. Je ne pourrais que rendre hommage à votre courage d'avoir entrepris un travail que les Japonais n'ont pas su ni osé faire.

Il y a une foule de mots, non seulement japonais, mais anglais, donnés comme équivalents, que je ne connais pas.

Je ne pourrais que vous proposer de faire vous-même un travail pour faire ressortir les mérites et les défauts de l'ancien système japonais et je le signerais, en ajoutant, en toute sincérité, les éloges que vous méritez assurément.

Ce ne serait pas très loyal de ma part de me parer de votre science, mais

か）をして差し上げることを希望しておりました。

しかし、それは私には不可能であることが分かりました。私にできるせいぜいのところは、日本人が為し得ずまたあえて為さなかった仕事を計画されたというあなたの勇気に対し称賛をおくることであります。

私の知らない、日本語だけではなく、同義語として与えられた英語が、沢山あります。

私は、あなたご自身が日本の旧制度の長所と短所をはっきりとさせるご研究を進められることを提言するばかりであります。そして私は、あなたに心からなる称賛の辞を添えつつ、そこに記名することに致しましょう[5]。私からすれば、あなたの学識で自らをひけらかすことは、あまり公正なことではありませんが、読者にとっては最大の利益となりましょう。同一の業績を、「歴史雑誌」と立法協会に出すことはできませんから、なにしろより多くの読者を抱えている後者の方への投稿を好ましいと思います。「歴史雑誌」は、書評担当をその編集者のひとりであり 7 年間日本に滞在した、前［東京］大学教授、アペール氏[6]にまかせることでしょう。

私は、火曜ないしは金曜の10時半から12時まで司法省におります。

敬具

ボアソナード

1) 【書簡 6】の註 1 同様、“Materials for the Study of Private Law in Old Japan” の明治25年12月に刊行される Part Ⅰ（第 1 部）であろう。同巻は序論（Introduction）に充てられる。このほか Part Ⅲも10月に刊行されており、これもまたボアソナードの手に渡っているものと思われる。

2) この誌名の下に、1877年から1921年まで編集が続いたが、継続後誌は、Revue historique de droit français et étranger である。尤も1900年までの同誌を通覧したが、論説・書評・雑報のいずれの欄にも、ウィグモア、ボアソナードの名は出てこない。ちなみに継続前誌は、Revue de législation ancienne et moderne française et étrangère で、ボアソナードとの関係については、Yoshiyuki Noda, “Gustave Boissonade, comparatiste ignoré” in; Problèmes contemporains de droit comparé, tome II, Tokio, 1962, p. 253 et suiv.、及びクリストフ・ジャマン、大久保泰甫訳「ボワソナードとその時代」（西村重雄・児玉寛編『日本民法典と西欧法伝統』九州大学出版会、2000年所収）、特に 9 頁以下を参照されたい。なお継続後誌は、Revue historique de droit français et étranger である。

3) 比較立法協会とボアソナードとの関わりについても、前註野田論文を参照されたい。また後掲【書簡12】の註3も参照されたい。

4) Bulletin de la Société de législation comparée 各号に載る協会事務局（conseil de direction）内にはそうした組織名はないが、書評欄には、“section de la langue anglaise（英語部門）”と見える。

5) 「もしあなた（ウィグモア）がよければ、」というニュアンスであろう。

6) Georges Victor APPERT. 彼は、明治12（1879）年11月に来日。司法省法学校、明治法律学校などで教鞭をとり、同18（1885）年から東京大学法学部教師となり、同22（1889）年1月27日に帰仏する（西堀前掲『増訂版 日仏文化交流史の研究』、115頁以下）。一説には、彼が来日したのは明治13年であるとするものもあるが（同前書、126頁）、いずれにしても7年以上の滞日であることは間違いない。ボアソナードの思い違いであろう。なお彼は、1893年から“”Nouvelle revue..”の編集委員会に書記（secrétaire）として名を連ねる。

【書簡8】

Kanagawa, le 23 nov. 1892

Cher confrère

Je réponds immédiatement, à votre question:

L'article 266 du Livre III, s'applique, dans la pensée des rédacteurs du Code, au contrat de service passé entre une Ecole privée et un professeur.

Dans ce cas, l'Ecole stipule pour les élèves et les soins donnés ou refusés aux Elèves sont considérés comme donnés ou refusés à l'Ecole; de même ceux reçus ou refusés par l'Ecole sont considérés comme reçus ou refusés par les Elèves. Ce qui est en dehors des dispositions de cet article serait l'engagement d'un professeur par une Ecole du Gouvernement, parce que les professeurs de cet ordre sont considérés comme fonctionnaires publics et que le Code n'a pas pour objet de déterminer la nature des fonctions publiques.

Du reste, la même décision serait dans l'esprit de la loi, parce qu'il y a, au fond, même raison de décider ainsi.

Au moment où j'ai reçu votre lettre, j'allais vous écrire（et je voulais le faire dès Lundi）pour vous félisiter et aussi vous remercier de la façon péremptoire dont vous justifiez le Code civil et dont vous le lavez du reproche "d'avoir sacrifié les anciennnes coutumes japonaises".

Malheureusement, vos généreux efforts seront inutiles, car on annonce que l'Ordonnance Impériale sanctionnant et promulguant le vote de la Diète va paraître avant la session, c'est-à-dire au dernier jour; car vous savez que d'après l'article 32 de la Loi des chambres, les Bills votés par les 2 chambres doivent être sanctionnés et promulgués avant la session suivante, sans quoi ils tombent.

Je n'oublirai jamais les sympathies que vous m'avez spontanément témoignées et les conditions d'impartialité où vous vous trouvez me confirment dans la croyance que le Code était acceptable pour ce pays.

J'espère vous voir à votre hôtel avant votre départ. Je vais aussi au Shihôsho les mardis et vendredis（de 10 1/2 à midi）.

Votre reconnaissant et dévoué

Boissonade

【書簡 8】

神奈川、1892年11月23日

拝啓

あなたの疑問にただちにお答え致しましょう。第 3 編の第266条[1]は、起草者の考えによれば、私立学校と一教員の間で結ばれた役務契約に適用されるものであります。

この場合、学校は生徒のために取り決め、生徒に対し与えられた、あるいは与えられなかった世話は、学校に対して与えられ、あるいは与えられなかったものとみなされます。同様に、学校によって認められ、あるいは拒まれた世話は、生徒によって認められ、あるいは拒まれたものとみなされます。

この条文の諸規定の及ばないこととは、政府の学校によって契約された教師につ

いてであります。というのも、そうした教員達は公務員とみなされますし、法典は公務の性格を定めることを目的としてはいないからです。

いずれにせよ、同様の決定は、法律の精神の中にありましょう。なぜなら、実際にかく決定する理由すらあるからであります。

あなたのお手紙を受け取った時、私は、あなたを祝福するため、またあなたが断固たる調子で民法典を弁護して下さり、「日本の旧慣習を犠牲にした」との非難から民法典の汚名を返上してくださったこと[2]に感謝するために、あなた宛の手紙を書いていたところだったのです（月曜日[3]からそういたしたいと思っておりましたが）。

残念ながらあなたの温かなご尽力は、無駄におわりそうです。というのも、議会の決議を裁可し公布する勅令[4]が、会期前、したがって最終日に出されるとの報を聞いたからです。なぜなら、あなたもご承知のとおり、議院法第32条[5]によれば、両院にて可決された法案は、次の会期以前にすみやかに裁可され公布されなければならないとあるからです。

あなたが率直にお示し下さった共感は決して忘れません。そしてあなたが身をおかれた不偏不党のお立ち場は、法典がこの国に適用可能であったという信念を強固に私に抱かせるものであります。

あなたのご出立前にホテルを訪ねたく思います。私も又、毎火曜日と金曜日、10時半から正午まで、司法省にまいります。

敬具

ボアソナード

1) 旧民法・財産取得編・第266条の第一項には、「医師、弁護士及ヒ学芸教師ハ雇傭人ト為ラス此等ノ者ハ其患者、訴訟人又ハ生徒ニ諾約シタル世話ヲ与ヘ又ハ与ヘ始メタル世話ヲ継続スルコトニ付キ法定ノ義務ナシ又患者、訴訟人又ハ生徒ハ此等ノ者ノ世話ヲ求メテ諾約ヲ得タル後其世話ヲ受クル責ニ任セス」とある。自主労働性の高いいわゆる専門的自由業者（professions liberales）による専門的な世話（soins）を、求め、施される契約の内容の特殊性に鑑みた規定である。二項以下ではその契約が履行されなかったことによって実害が発生した場合の補塡手段が規定される。

書簡文面では、上記の規定を前提にした時、教師とその雇用者である私立学校との役務契約にいかなる効果が発生するかがウィグモアから問われたものと仮定できる。

実際、ウィグモアの講義に対し学生から苦情が出たり、また教授時間数の超過について彼は慶應義塾に不満を示したり、さらには彼の教授監督権（非常勤講師の委嘱など）と経営側方針との矛盾など、ウィグモアは色々問題を抱えていたらしい。これらの事柄については、前掲拙稿「ウィグモアの法律学校―明治―アメリカ人法律家の試み―」、184頁以下、また彼の慶應義塾（福澤）との雇用契約書とそれをめぐる問題点については、前掲拙稿「ウィグモアの残した二つの契約書」、40頁以下。

2) “New Codes and Old Customs（Ⅰ～Ⅻ）”であろう。初出は、The Japan Daily Mail 誌上に連載されたが、我々は今日、The Japan Weekly Mail 誌上にいくつかのパートごとに編集され直され、分載されているものを用いざるを得ない。その日付と記事の部分（Ⅰ～Ⅻ）は、1892年10月29日；Ⅰ～Ⅲ、11月19日；Ⅳ・Ⅴ、11月26日；Ⅳ～Ⅷ、12月10日；Ⅸ～Ⅺ、12月17日；Ⅻである。初出の日付はもはや特定はできないが、本書簡が書かれた時には、少なくともⅤまで、もしかするとⅧまで刊行されていたかもしれない。この大変に長編の記事は後に、ボアソナードの論文、“Les anciennes coutumes du Japon et le nouveau code”に極めて強い影響を与えたことは、その副題、“À l'occasion d'une double publication de M. John Henry Wigmore”で明らかであった。しかしこの英文記事は投稿された（communicated）論文であり無署名であることから、その著者をウィグモアであるとすることがためらわれてきた（福島前掲「旧民法と慣行の問題」、村上前掲「Japan Weekly Mail（明治25年）掲載の無署名論文『新法典と旧慣』（上）」）。

3) 11月21日から、という意味。

4) ボアソナードによる“Ordonnance Impériale”を字義通り勅令と訳してみたが、実際は勅令の形式ではない。11月22日に民法商法施行延期法が裁可され、同24日の官報にて明治25年法律第８号として公布された。尤も、天皇にこの裁可を求める書類はすでに11月８日に閣議に供されていた。つまりその段階で内閣は民法典施行延期を決定していたとみてよかろう（大久保・高橋前掲『ボワソナード民法典の編纂』、307頁）。

5) 明治22（1889）年２月11日公布（法律２号）、翌23年11月25日施行。第32条は、「両議院ノ議決ヲ経テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラルルモノハ次ノ会期マテニ公布セラルヘシ」とある。

【書簡９】

Kanagawa, le 24 9bre 92

Mon cher confrère

Le sort des Codes est décidé dans le mauvais sens.

Vos articles n'en seront pas moins continués, j'espère, et ils resteront comme la condamnation de ceux qui, vantant les vieux usages japonais et critiquant le nouveau Code, n'ont étudié ni les uns ni l'autre.

A titre d'information seulement, au sujet de votre article d'hier 23, je vous ferai remarquer que le Code japonais contient une disposition (provision) sur la garantie que doit le vendeur à son acheteur contre tout trouble ou éviction dont lui ou ses ayants-cause seraient auteurs: c'est l'article 396, 2e al. Livre II.

Si cet article ne se trouve pas au chapitre de la Vente, c'est parce qu'il est général et s'applique même aux contrats gratuits.

Votre article de ce jour n'est pas moins favorable que les autres au Code.

Au sujet de la nature du nantissement immobilier qui est une réunion de l'antichrèse et de l'hypothèque, avec la limite de 30 ans, je vous dirais qu'il a été rédigé sous les inspirations du Comité qui a demandé qu'il fût ainsi organisé pour être en accord avec les coutumes japonaises. Je ne pourrais que me conformer à leur désir.

Agréer, cher confrère, mes meilleurs sentiments.

G. Boissonade

【書簡９】

神奈川、1892年11月24日

拝啓

法典の運命は悪い方向に定められました[1)]。私はそれでもあなたの記事が続けられることを望みます。そしてそれらの記事は、日本の古い慣習を褒めそやし新法典を批判しながら、そのどちらも研究したことのない連中を、糾弾するものとしてあり続けるでしょう。

単にお知らせまでのことではありますが、昨日23日のあなたの記事についてであります[2]。日本民法典には売り主が買い主に対して、売り主かあるいは彼の名義承継人が引き起こしたすべてのトラブルや追奪についての責任を負う規定があることを、あなたにお示ししたいのです[3]。それは、第二編の第396条の第 2 項であります。

この条文が売買の章にないのは、条文が一般的であることと、無償契約にすら適用があるからです。

その日のあなたの記事は、他の日にも増して、法典には好都合でありました[4]。

不動産質と抵当権を結合させ、30年の期限が付いた不動産担保設定契約の性質についてですが[5]、この契約は日本の慣習と調和させるためにこのように構成することを要請した委員会の肝煎りで起草されたことを、あなたにお話ししておきましょう。私は彼らの要求に自らを合わせるより他がなかったのです。

敬具

ボアソナード

1) 延期法が同日付で官報にて公布される。ボアソナードはこれを読んだのか。いずれにしても【書簡 8】註 4 で触れたように、ここでは伝聞の事実が、より確証をもった事実として語られている。

2) Japan Daily Mail の日付けであろう。Japan Weekly Mail, Nov. 26, 1892, p. 659 には、危険負担の問題が取り上げられている。ウィグモアは英米法やフランス法、ドイツ民法草案、それに古代ローマ法における危険負担の立法例を紹介しつつ、日本民法典の採用する、買主への危険負担が契約時に移転する原則を紹介する。ところが、慣習を繙けば、契約時の危険負担が売主側か買主側か錯綜しており、明瞭ではない。この意味で、立法者は、英法や最近のフランス法が採用する原則―すなわち危険負担の契約時移転―を選択した、と彼は述べる。

3) 民法財産編第396条①担保ハ有償ノ行為ニ付テハ反対ノ要約ナキトキハ当然存立シ無償ノ行為ニ付テハ之ヲ諾約シタルニ非サレハ存立セス　②然レトモ如何ナル場合ニ於テモ又如何ナル要約ノ為メニモ譲渡人ハ自ラ譲受人ニ妨碍ヲ加フルコトヲ得ス又第三者カ譲渡人ノ授与シタル権利ニ依リテ譲受人ニ妨碍ヲ加ヘ又ハ追奪ヲ為シタルトキハ譲渡人ハ其担保ノ責ニ任ス但権利ノ授与カ無担保ニテ為シタル譲渡ノ以前ニ在ルトキト雖モ亦同シ　③右担保ノ義務ハ譲渡人ノ相続人ニ移転ス

4) 慣習法が不明瞭であるために立法（法典化）の必要を説いたボアソナードにとって

は極めて有力な論証が提供されたわけである。

5) 民法債権担保編第116条①不動産質契約ハ不動産質債権者ニ他ノ総債権者ヨリ先ニ其不動産ノ果実及ヒ入額ヲ収取スル権利ヲ付与ス ②債務ノ満期ニ至レハ債権者ハ抵当権アル債権者ノ権利ヲ行フ ③此期限ハ三十个年ヲ超過スルコトヲ得ス之ヲ超ユルトキハ当然三十个年ニ減縮ス ④此期限ハ縦令之ヲ延フルモ前後通算シテ三十个年ヲ超過スルコトヲ得ス

【書簡10】

Kanagawa, le 25 9bre 1892

Cher confrère

Une Revue des cours du Wafutsu Horitsu Gakko qui paraît deux fois par mois me demande de lui donner pendant quelque temps un article pour chaque numéro.

Je ne trouverais rien de plus utile que de traduire vos articles en français; ils seraient ensuite traduits en japonais. Il vaudrait mieux que la traduction fût faite directement de l'anglais en japonais; mais ils ont plusieurs anciens élèves sachant bien le français mais pas un sachant l'anglais.

Il y aurait peut-être une objection, c'est si vous faites traduire vous même en japonais pour quelque autre revue japonaise. Alors, je retiendrai ma demande. Mais je considère comme très désirable que votre excellent travail soit répandu.

Il va sans dire que votre nom serait donné; cela augmenterait l'autorité de votre jugement comme plus impartial que tout autre.

Je vous serai obligé de me répondre dès que vous aurez un moment.

Votre dévoué confrère

Boissonade

【書簡10】

神奈川、1892年11月25日

拝啓

ひと月に2回発刊される和仏法律学校の講義雑誌[1]が、しばらくの間、各号に載せる記事を私に依頼してまいりました。

私は、あなたの記事[2]をフランス語に翻訳すること以上に有益なことはないと考えております。その後であなたの記事は、日本語に翻訳されることでしょう。翻訳は、英語から直接日本語に置き換えられた方がよかろうと考えますが、フランス語をよく知る旧知の生徒は数人いるにしても、英語を知るものは皆無なのであります。

もし反対が起きるとすれば、他の日本の雑誌のためにあなた自身が日本語に翻訳させたものを載せるときでしょう。その際には、私の依頼は控えることに致しましょう。しかし、私はあなたの卓越した業績が広く知られることが、極めて望ましいと考えるのです。

あなたのお名前が記されることはいうまでもありません[3]。そのことは、他にも増し偏りのないものとしてあなたの判断の権威を高めることになりましょう。あなたにすこしの時間でもおありでしたら、ただちに私にご返事を頂きたく存じます。

敬具

ボアソナード

1）『和仏法律学校講義録』であろう。この「講義録」は同校において、1890（明治23）年1月から始められた校外生（通信教育生）制度のためのもので、92年2月に第2期校外生が、93年4月より第3期生が募集された。したがって、ボアソナードに対するこの「講義録」への寄稿依頼は、この第3期校外生のためのものであったことが分かる。「講義録」は毎回数千部が刷られたという。

書簡内で触れられる「講義録」については、当時の『明法誌叢』第13号（1893年3月24日付）に掲載される広告中に、「講義録ハ第一年級科目ヨリ順次掲載シ満三年ヲ以テ完結ス」「毎月二回（一日十五日）発行三十四字詰十四行一ケ月二百四十頁以上」「講義録ニハ新説卓論ヲ附録トシテ掲載スルコトアル可シ」と見え（法政大学百年史編纂委員会資料部会編『法政大学史資料集 第二集』、1979、237頁）、【書簡11】で語られる内容とも一致する。なおこの『和仏法律学校講義録』は現在法政大学図書館に保管されるが、本書簡に関係する明治20年代後半期のものは所蔵されていない。した

がって未見である。

2) むろん、“New Codes and Old Customes” を指すものと考えられる。

3) 前のつながりから、「講義録」へ翻訳掲載されたものにウィグモアの名前が記されるということであろう。

【書簡11】

Kanagawa, le 28 9bre 1892

Cher Monsieur

Je vous remercie de l'autorisation que vous me donnez de traduire vos intéressants articles pour la Revue Japonaise. (Kogui Roku = conférences.)

Elle est tirée à plusieurs mille exemplaires, (9000 environ) s'adressant aux étudiants de Tokyo et de la province.

Rien ne s'opposera de la part de la Revue, à ce que cette traduction soit reproduite par les Journaux que vous y autoriserez. On vous enverra quelques numéros.

Au sujet de votre question sur le droit d'usage, voici ma réponse.

Nous avons aussi en France les droits d'usage des habitants des communes dans les bois des communes. Sous le nom de droits d'affouage (de foyer) et de pâturage. (V. Code forestier, art. 61 et suiv., et 90 et suiv.)

Le code civil français (art. 625-636) et le code civil japonais (art. 110 à 114) ont un objet purement privé: il s'y agit de droits de particuliers sur des biens de particuliers.

Le mot usage est général et se dit du droit de se servir de la chose d'autrui (uti, usus) ; en principe il ne donnerait pas droit à des fruits. Mais, comme l'ont remarqué les Romains avant nous, l'usage de certaines choses sans les fruits serait presque nul, par exemple celui d'un jardin ou d'un bois (la promenade serait un usage insuffisant et nul pour les infirmes, et les impatients), alors l'interprétation a fini par y attacher un droit

aux fruits nécessaires à la personne, et limités à ses besoins.

Ce droit est assez rare en France. Il le sera sans doute, autant au Japon; mais il était bon de le régler d'avance pour le cas où un testateur le léguerait pour en préciser les limites.

J'ai préparé un Eloge du Cte Yamada pour lire à une Société, dont il était membre (Société de Langue Française). Quand le jour sera fixé, je prendrai la liberté de vous envoyer une invitation. Je fais allusion à votre travail discrètement.

Pour la Revue, je vous nommerai, quoique le Japan Mail n'ait pas donné votre nom ou seulement dans le 1er article.

J'espère qu'il ne va pas cesser la publication: l'intérêt est le même puisqu'il s'agit de réviser les Codes.

Votre tout dévoué confrère　　Boissonade

【書簡11】

神奈川、1892年11月28日

拝啓

あなたの興味深い記事を日本の雑誌（講義録）の為に翻訳する許可を私に与えて下さり有り難うございます。

その雑誌は、数千部（約九千部）印刷され、東京と地方の学生あてに送られるのです。あなたが許可を与えたうえで、この翻訳を雑誌に転載することについて、雑誌の側からは何ら反対はおこらないであろうと思われます[1]。あなたあてに数号が送られるだろうと思います。

使用権についてのあなたの疑問に対して、私の回答は以下のとおりです。

フランスにおいてもまた、市町村の森の中で、市町村住民の使用権が認められます。（暖炉のための）薪の採取権や放牧権の名の下に存在します（森林法典第61条以下、第90条以下参照[2]）。

フランス民法の第625条から636条、及び日本の法典の第110条から114条[3]では、純粋に私的な対象物のみを扱います。そこでは、個人の財産に関する個人の権利が問題になります。

使用ということばは、一般的なもので、他人のものを使用する権利のことをいいます（[ラテン語] 使用する、使用)。原則として、それは果実についての権利を認めません。しかし、我々以前にローマ人たちが気付いていたように、果実なしに使用することがほとんど無意味なものもあるのです。例えば、庭とか森の使用は(そこを散歩することは、不十分な使用であり、心身の障害者や短気な者たちには、無意味であります)、解釈の上から、その人間にとって必要でありかつその者の必要性に限定された果実の権利を結び付けることに結局はなるのです。

この権利は、フランスではかなり稀であります。おそらく日本においても同様でありましょう。しかし、遺言者が使用権を、その限界を明らかにせぬまま遺贈した場合のために、まえもって規定しておくことは良いことであったのです。

私は、山田伯への賛辞[4]を、彼もメンバーである学会（仏学会[5]）にて読み上げるために、準備しておりました。日程が定まれば、あなたをご招待したく思います。あなたのお仕事のことを控え目な形でほのめかしておきました[6]。

ジャパンメイルがあなたのお名前を載せずに、あるいは載せたとしても僅か最初の記事だけであったにせよ、私は雑誌ではあなたの名を出すつもりでおります[7]。

そのことによって印刷が止まることがなければよいのですが。法典の見直しが問題になっているのでありますから、利害は一致しております。

敬具

ボアソナード

1) 【書簡10】註1を参照のこと。

2) 1827年8月1日のオルドナンスによって施行された森林法典（Code forestier）によれば、第61条以下には「国有森における使用権」、第90条以下には、「市町村並びに公共施設の森林」が規定される（J. B. Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil d'État, tome 27e, Paris, 1838, pp. 200 et suiv.)。

3) 該当箇所はそれぞれ、フランス民法典第2巻「財産及び所有権の諸変容」、第3編「用益権、使用権及び住居権について」、第2章「使用権及び住居権について」の部分、また日本（旧）民法典財産編第2章「用益権、使用権及ヒ住居権」、第2節「使用権及ヒ住居権」の部分。なお、書簡の脈絡からすると、ウィグモアは、日本における〝林野入会権〟のようなものに関心があったとみえ、その限りでのフランス法的規定の教示をボアソナードに求めたのだろう。因みに、フランス民法第636条は、森林使

用権については特別法（森林法典）にゆだねる旨、規定する。『現代外国法典叢書15 仏蘭西民法〔II〕』有斐閣、1956年、119頁以下参照。

4) これは実際は、山田顕義への弔辞である。彼は、同年11月11日に視察先の生野銀山にて不慮の死をとげた。なお【書簡５】の註５も参照のこと。

5) 仏学会（Société de la langue française）は、1886（明治19）年に「日本における仏学の隆盛と仏語の普及」を目的として設立された、日本人・フランス人会員からなる文化団体である（仏学会については、安岡昭男「仏学会と東京仏学校－もう一つの源流」法政大学大学史資料委員会編『法律学の夜明けと法政大学』法政大学発行、1992所収、前掲拙稿、“La publication de la Revue françasie du Japon” を参照のこと）。山田は、創立時から1893（明治25）年に死去するまで同学会名誉会員として名を連ねている（安岡昭男「仏学会に関する基礎的研究（II）」『法政大学文学部紀要』第43号、1998年、147頁）。

6) 同年12月11日東京での、仏学会年次総会でこの追悼演説は読み上げられた。これは、“Eloge du Général Comte Yamada, par M. G. Boissonade” と題して、Revue française du Japon［仏文雑誌］, 1892, n°.12, déc., pp. 406-411 に収められた。なお、その410頁に、「彼［山田］は自らの民法典の中に、保ち得る旧慣のすべてを導入したのです。そのことは今日再認識されはじめた如くでありますが……しかし、遅すぎました」とある。ここにウィグモアの仕事か「控えめ」に表現されているのだろう。

7) ウィグモアの “New Codes and Old Customs”（→【書簡８】註２）は無記名の論文だが、その連載の第一回目には、「（大意）日本政府が収集し印刷した『民事慣例集』の手書きのままの原本は、ウィグモア氏編集の下に、最近日本アジア協会から発刊された２巻本の原典である」と記される（→【書簡４】）。

【書簡12】

Kanagawa, le 16 X^{bre} 1892

Cher confrère

J'ai reçu hier le complément de vos intéressants travaux sur les anciennes coutumes japonaises.

Je suis maintenant en mesure pour en faire un compte-rendu sérieux pour la Société de Législation comparée.

Pour que l'envoi de votre ouvrage puisse l'accompagner, je me propose

de vous envoyer mon travail à Cambridge, ou à tout autre lieu que vous m'indiquerez, une fois arrivé en Amérique.

Je joindrai une lettre au Secrétaire général, M.Daguin, avec lequel j'ai de bonnes relations. Si vous êtes alors dans l'intention de vous faire admettre comme membre soit ordinaire, soit à vie, vous me le ferez savoir en temps utile et je vous présenterai avec grand plaisir.

Quant à la Revue historique de droit français et étranger, votre travail lui conviendrait à deux titres, comme droit ancien et comme droit étranger. Mais le même article ne pourrait se voir pour les deux Recueils, chacun ne donnant que de l'inédit.

Si vous n'étiez pas si modeste, je vous dirais: "faites moi un article pour la Revue historique et je le signerai." Il y aurait encore une autre combinaison: je pourrais prier M. Kirkwood, qui est membre de la Société de Législation, de faire un article pour cette Société, sous son nom: il le ferait en anglais et je le traduirais.

Je donnerais alors mon article à la Revue historique et votre modestie serait sauve (free) .

Je vais écrire en ce sens à M. Kirkwood, en demandant une réponse prompte, pour que la chose soit décidée avant votre départ.

Je vous envoie 5 exemplaires du Bimétallisme en anglais pour en disposer au mieux.

Autre chose, dont j'ai oublié de vous parler l'autre jour. Il y a 3 mois, j'ai fait demander en Amérique, par un m^{d} de Yokohama, une publication illustrée quelconque donnant les dessins des bâtiments et autres ouvrages de l'Exposition de Chicago. J'aurais voulu quelque chose comme notre Exposition illustrée de 1889 qui a donné 2 magnifiques grands volumes. Il n'y a pas eu de réponse.

Quand vous serez là-bas si vous avez connaissance de quelque chose de beau [en ce genre], je vous prierai de m'en avertir et s'il n'y a pas eu d' autre réponse, je vous enverrai le prix, port compris (que vous m'aurez fait savoir).

Je compte toujours prendre votre train le 19 à Kanagawa: sans doute, le train de 2^h 20^m, mais confirmez-le-moi.

J'offre mes respectueux hommages à Madame Wigmore.

Votre affectionné

Boissonade

【書簡12】

神奈川、1892年12月16日

拝啓

昨日、日本の旧慣習についてのあなたの興味深いお仕事の残りの部分を受け取りました。いまや、私はそれについてのしっかりとした書評を比較立法協会のために書くことができます。あなたの作品と私の書評とが一緒に送れますように、ケンブリッジ[1]か、あるいはあなたがアメリカに着いてから指示して下さる全く別の場所へ私の作品を送ろうかとも考えております。

良好な関係にある事務局長のダガン氏[2]への手紙を付すつもりです。そこでもしあなたが、普通会員にせよ終身会員にせよ加入されたい意志がおありなら、しかるべき時にそのことをご一報下さい。あなたをよろこんでご紹介いたします[3]。

「フランス法・外国法歴史雑誌」については、あなたのお仕事は、二つの名目において適当でしょう。つまり古法であることと、外国法であることにおいてです。しかし、それと同じ内容の論文[4]は二つの雑誌には発表できません。どちらも未発表のものに限るからです。

もしあなたが謙虚に過ぎるお方ではなかったら、「私のために『歴史雑誌』に投稿する論文を作成して下さい。そしてそれに署名致しましょう」と申し上げたく思います[5]。あるいは、別の手筈があります。比較立法協会の会員であるカークウッド氏[6]にお願いして、彼の名義で同協会へ寄稿してもらうのです。彼は英語で起草して、私はそれを翻訳致します。その際、私は「歴史雑誌」に私の論文を投稿しますので、あなたの謙虚さは守られる（free）ことになります。

その意味で、カークウッド氏に手紙を書いて、あなたのご出立以前に物事が決せられるよう早急な返答をお願いしてみましょう[7]。

あなたに、英語の「金銀両本位制度」5部をお送りしますので、あなたの思う最

良の仕方でお用い下さるようにお願い致します。

過日あなたにお話し忘れた別の件について。3カ月前に、私は横浜からアメリカに為替にて、シカゴ博覧会[8]の建物の素描画やその他の作品の載る絵画集であるなら何でもよいと注文したのです。私は、大きく立派な2巻からなった1889年の我々［フランス］の挿絵入り博覧会のようなものを欲しいと考えておりました。けれども返事がこなかったのです。

もしあなたがあちらにいらっしゃって、この手の美しいものについてお知りであれば、どうぞそのことについてご連絡いただきたいのです。そして、先の返事は［アメリカから］戻ってこなかったのではありますが、あなたがお知らせ下さる郵送料込みの料金をあなた宛に送付するつもりです。

あなたの乗られる19日の神奈川行きの汽車を常に心に留めております。おそらく午後2時20分の汽車でしょうが、そのことを確認させて下さい[9]。

ウィグモア夫人にくれぐれもよろしくお伝え下さい。

敬具

ボアソナード

1) アメリカ、マサチューセッツ州、ボストン郊外の都市。ウィグモアの卒業したハーヴァード大学、またそのロースクールの所在地。

2) Fernand DAGUIN，控訴院付弁護士（avocat à la Cour d'appel）。協会規則（règlement）第1条には、新入会員の紹介は事務局長（secrétaire général）あてに書面にて申し出ることになっている。次註参照。

3) 1893年から1900年に至る、比較立法協会機関紙、Bulletin de la Société de législation comparée の各号に掲載される会員名簿を見る限り、ウィグモアの名前を見いだすことができない。おそらくこうしたボアソナードの誘いには応じなかったと考えられる。

4) この定冠詞の用い方から、試訳文のように理解してみた。ここで問題になっているのは、ウィグモアの "New Codes and Old Customs" だろうから、既発表の「この」論文を両雑誌にはそのまま出せないとボアソナードは伝えたのではなかろうか。

5) ここの部分は、ボアソナードの主情的なニュアンスが込められていると考える。ここでのウィグモアの「謙遜さ」「謙虚さ」とは、新たな論文を草し自説をさらに展開するようなことを控える、といったことを意味している。つまりボアソナードは、自分のために論文を改めて書いてもらいたいという願望を強く持つものの、それによっ

て相手にかける煩わしさに気遣ってこのような表現になったものと思われる。カークウッドと自分がそれぞれ1本づつ論文（おそらく、書評のようなものだろう）を書けば、ウィグモアに面倒をかけなくてすむ、つまり彼が「謙虚」のままでいられる、と結ぶわけである。ボアソナードはそれほどまでにして、ウィグモアの知見を本国フランスの知人に披露したかったのである。

6) 前註3所掲の Bulletin, tome 22e (1892-1893), Paris, 1893, p. 50 には、Montague KIRKWOOD, conseiller légiste du Gouvernement japonais（日本政府法律顧問）とある（【書簡6】も見よ）。

7) 残念ながら、上掲 Bulletin 誌上、この計画も実現されなかった。

8) コロンブスのアメリカ大陸発見400年を記念して開かれた博覧会。会期は1893（明治26）年の5月1日から10月31日まで。【書簡6】でも触れられたが、このシカゴの博覧会から「実物の陳列」だけではなく「思想」もまた博覧されるべきとの考えから、芸術・文学・科学・経済・社会の問題についての討論・発表も行われたという（吉田光邦『改訂版 万国博覧会』日本放送協会、1985年、86頁以下）。ちなみに1889年はフランス革命でエッフェル塔が建てられた。本書簡で語られる図版集などについては、吉田光邦編『図説 万国博覧会史 1851-1942』思文閣、1993年（再版）、193頁以下を参照。

9) ウィグモア夫妻が日本を離れたのは、1892年12月19日。新橋発15時35分の汽車で横浜に向かった。William R. ROALFE, John Henry Wigmore, Scholar and Reformer, Evanston, Illinois, 1977, pp. 30-31.

【書簡13】

Kanagawa, le 24 mars 1893

Cher Monsieur Wigmore

J'ai bien reçu votre aimable lettre du 4 février et si j'ai tardé à y répondre, c'était afin de pouvoir vous annoncer en même temps l'expédition de mon petit travail sur le considérable vôtre (pour prendre une tournure d'expression anglaise qui manque à notre langue).

Le retard de cette publication s'explique par la circonstance qu'ayant su que l'Institut de France désirait connaître la vérité sur les causes de

l'ajournement du Code civil japonais, j'ai dû adopter la forme d'un mémoire à l'Académie des Sciences morales et politiques. Il a fallu qu'il attendît son tour de lecture et je n'ai pu le publier qu'après avoir été informé que la lecture était faite. Pour lui donner un peu de publicité ici, je l'ai inséré dans notre Revue française du Japon, ce qui a demandé 3 numéros (3 mois). J'ai fait un tirage à part (separate copies) dont je vous envoie deux exemplaires le second pour la Bibliothèque de votre Ecole. Je pourrai vous en envoyer davantage si vous le désirez. Au fait, j'en mettrai cinq: vous pourrez en offrir à vos parents où amis.

Le Mémoire sera aussi ou est déjà inséré dans le Recueil des Mémoires de cette Académie à Paris.

-J'ai reçu en même temps que votre lettre la Harvard Law Review. J'avais reçu antérieurement 2 n^{os} du Green Bag, où vous m'avez honoré d'une notice et d'un portrait.

J'ai lu le tout avec grand intérêt et je vous remercie de votre aimable attention.

-En ce qui concerne "The Book of World's Fair", je m'en priverai, ayant fait venir une autre publication "Illustrated World's Fair". Je vous remercie toujours de vous être souvenu de mon désir.

-J'espère que vous êtes satisfait de votre nouvelle position.

-Pour ma part, mon engagement au Japon finit avec l'année et, outre qu'on n'aura aucune intention de le renouveler, je ne saurais moi-même y consentir, ne fût-ce qu'à cause de mon âge.

Ma santé est bonne d'ailleurs, sauf pendant la saison des pluies et j'espère revoir la France, quoique ce qui s'y passe soit peu rassurant pour l'avenir.

J'espère que Madame Wigmore est toujours en bonne santé et se plaît dans sa nouvelle résidence. Je me rappelle respectueusement à son souvenir.

M. Nakayama qui a été votre condisciple me charge de ses meilleurs compliments pour vous.

Je reste votre affectionné collègue.

G. Boissonade

On a émis des timbres-poste pour les noces d'Argent de l'Empereur et de l'Impératrice. Vous en aurez des specimen sur ma lettre et sur mes brochures.

【書簡13】

神奈川、1894[1]年 3 月24日

拝啓　ウィグモア様

あなたの 2 月 4 日付けのご親切なお手紙を受け取りました。お応えすることに遅れましたのも、あなたの目覚ましいご業績についての拙い私の仕事（フランス語にはない、英語の言い回しを模倣してみました）を発送致した旨、同時にあなたにお伝えするためであったのです。

この出版の遅れは、フランス学士院が日本民法典の延期の理由をめぐる真相を是非とも知りたがっていることを私が知ったため、精神・政治科学アカデミーに対して、報告書の形式を踏まえねばならなかったからであります。その報告書は読み上げられる順番を待たねばならず、私は読み上げられたことが知らされた後ではないとそれを刊行できなかったのであります[2]。ここで、若干の宣伝をしておけば、私は、「仏文雑誌」に 3 号（3 カ月）に亙ってその論文を載せました[3]。抜き刷り（separate copies）を作りましたので、それを 2 部ずつお送り致します。2 部目は、あなたの学校の図書館のためのものです。あなたがお望みならさらに追加してお送りしますが。それでは、5 部入れておきましょう。どうそあなたのご両親ないしはご友人に差し上げて下さい。

その報告書もまた、パリの同学士院の報告書集の中に収められる予定か、あるいは既に収められたかしたのです[4]。

あなたのお手紙と同時に「ハーヴァードローレヴュー」を頂戴しました。それに先立ち、あなたが光栄にも私についての記事と肖像写真を載せて下さった「グリーンバック」2 号分を頂きました[5]。

私は、その記事全部を大いなる関心を以て読みました。そしてあなたのご親切な

ご配慮に感謝致します。

「世界博覧会の本」については、別の出版物の「絵入世界博覧会」を注文したので、放念することにしましょう。あなたが私の希望をお忘れなかったことに感謝致しております。

あなたが新しい地位に満足されている[6]ことを願っています。

私はといえば、本年で雇用契約期間が切れます[7]。契約更新についての一切の意向も示されていないこと以上に、私自身の関心が持てなくなっているのです。私の年齢のせいかもしれませんが。

私の健康は良好であります。ただし、雨季を除いてであります。フランスに帰りたく思います。たとえそこで起きることが、未来に対する安心とはほとんどならなくても。

ウィグモア夫人が常にご健勝であられんことを、そして彼女が新しいお住まいに満足されていることを望んでいます。くれぐれもよろしくお伝え下さい。

あなたのご学友、中山氏があなたによろしくお伝えするようにといっておられました。

敬具

ボアソナード

天皇皇后両陛下の銀婚式を記念する郵便切手が出ました[8]。そのサンプルは、私の書簡と発送物の上に見られるでしょう。

1) 本書簡は、ノースウェスタン大学大学史資料室の分類では、本稿で【書簡14】として紹介する書簡の後に分類される。なぜなら、その【書簡14】を見れば1893年とあり、年代からゆけば本書簡の方が新しいはずだからである。しかし【書簡14】の本文の冒頭部分を参照すれば明らかなように、【書簡14】の書かれた年代は1894年の誤りである。本書簡註8の傍証もまたこのことを裏付ける。

2) これは、前掲した "Les anciennes coutumes du Japon et le nouveau code civil, à l'occasion d'une double publication de J. Henry Wigmore" である。この「報告書」(mémoire) は、1893年9月16日と30日の会議でピコ (G. Picot) によって読み上げられた。Compte rendu de l'Académie des sciences morales et politiques, vol. 141, 1894, pp. 187-295 に収められる。

3) Revue française du Japon [仏文雑誌], nos. 25 (jan.), 26 (fév.), 27 (mars), 1894.

4) 註 2 参照のこと。

5) このグリーンバッグ誌に掲載されたウィグモアの論文（→【書簡 5 】）の抄訳が、和仏法律学校の機関紙『法律雑誌』第917号（明治26（1893）年 6 月25日）に掲載される（法政大学百年史編纂委員会資料部会編『法政大学史資料集 第二集』、1979年、369頁以下に採録）。おそらくボアソナードの手を介して掲載されたものであろう。

6) ウィグモアは、1893年から、ノースウェスタン大学ロースクール教授として教鞭をとった。

7) ボアソナードは、堀内節「御雇法律教師のブスケとボアソナード―雇入から雇止までの経過―」『比較法雑誌』第 8 巻第 1 号、1974年、216頁の考証によれば、この年の12月 2 日に満期解雇となる。これは、1889（明治22）年 4 月26日付で、司法省とボアソナード間で締結された最後の雇用契約上、第 4 条の、当時帰仏していたボアソナードが「東京ニ着ノ日ヨリ起算シ向フ五個年」を雇用期限とする定めに基づき、彼が東京に帰着した同年12月 3 日から 5 年目の期日を割り出して得られた日付である。ボアソナードと若干の食い違いがある。

8) 明治27（1894）年 3 月 9 日に大婚二五年祝典が挙行され（『明治天皇紀 第八』吉川弘文館、1973年、384頁）、逓信省は祝典の当日に我が国初の記念切手を販売する。この切手は特に外国人に需要が多く、中には「一口に数百円」買い入れ本国に送る者もでたという（『時事新報』明治27年 3 月24日付）。

【書簡14】

Kanagawa, le 26 9bre 1893[1)]

Cher Monsieur

A la date du 24 mars, j'ai eu le plaisir de vous écrire, en réponse à une lettre de vous un peu antérieure et je vous annonçais avoir reçu vos divers envois.

En même temps, je vous envoyais moi-même 5 exemplaires du compte-rendu que j'avais fait, en forme de mémoire à l'Institut de France, de votre double travail sur les anciennes coutumes japonaises.

Je regretterais que cet envoi ne vous fût pas parvenu, parce que je vous paraîtrais avoir manqué à mes devoirs envers vous qui vous êtes montré

si gracieux pour moi au sujet des Codes.

Mon contrat avec le Gouvernement japonais finit le 30 de ce mois. Je ne quitterai toutefois le Japon que dans les premiers jours de Février. Je pourrai donc encore y recevoir de vos nouvelles.

Je visiterai au retour le Caire et l'Italie, de façon à ne pas rentrer à Paris avant le printemps.

Vous pourrez alors m'écrire à Paris, 17, r. Michel-Ange, si je puis vous y être de quelque service.

Vous êtes sans doute heureux de voir les brillants succès des japonais en Chine. Il ne faudrait pas cependant que cela les rendît trop présomptueux. S'ils avaient à faire avec des flottes européennes, même américaines, ce serait plus difficile.

J'espère que vous êtes satisfait de votre nouvelle situation et que votre santé ainsi que celle de Madame sont satisfaisantes.

Je profite de l'approche de la nouvelle année pour vous offrir mes voeux et souhaits pour votre entière satisfaction.

Votre tout dévoué

G. Boissonade

1) *sic*. 1894?

【書簡14】

神奈川、1893年11月26日[1)]

拝啓

3月24日に、私は、その少し前にあなたから届いた書簡への返信としてあなたあてに書簡を認めました。そしてあなたよりの色々な送り物を受け取った旨お伝え致しました。

同時に、日本の旧慣習についてのあなたの二つのお仕事について、フランス学士院に提出した報告書の形式の書評5部をお送り致しました[2)]。

お送りしたものがあなたに到達していないとすれば残念であります。なぜなら、

法典のことについて私にかくも力添えを与えて下さったあなたに対する敬意を私が払っていないと思われるかもしれないからです。

日本政府との契約は、今月30日に切れます[3]。しかしながら、2月初旬まで日本を離れることはできないでしょう[4]。あなたよりのご消息は、従って日本にてお受けすることになりましょう。

帰国の際は、カイロやイタリーを訪問し、パリに戻るのは春を待ってからに致します。もしあなたのお役に立てることがあれば、私宛に、パリ、ミッシェランジュ通り17番までご連絡下さい。

おそらくあなたは、中国における日本人の目覚ましい勝利をご覧になって、さぞや喜ばれていることでしょう。しかしながら、そのことは日本人をうぬぼれさせすぎました。もし彼らがヨーロッパの艦隊と、あるいはアメリカの艦隊すらと一戦交えることになっていたら、もっと難しかったでしょう。

あなたが新しい境遇にご満足であられ、またあなたのご健康が奥様のご健康とともに申し分のないものでありますように。

新年の到来に際し、あなたの全きお幸せを念じお祈りをお送り致します。

敬具

ボアソナード

1）【書簡13】註1を参照のこと。
2）【書簡13】註2を参照のこと。
3）【書簡13】註7を参照のこと。
4）彼の帰国は、明治28（1895）年3月8日である。堀内前掲「御雇法律教師のブスケとボアソナード」、219頁。

4．おわりに——展望

以上に紹介した一四通の書簡が語りかけてくることは、ボアソナードとウィグモアは共に法典論争を「闘った」同志（confrère）だということである。ひとりは一国の民法典の制作を手掛けた老練博識な法学者、他方は一私立学校の法学教師として来日した齢三〇に満たない青年法律家——この二人の間には、日本における立場やその果たすべき役割の相異を超えた共感が確かに存在した。

実際、彼らは、相互に影響を及ぼし合っていた。ボアソナードはウィグモアの登場により、日本の旧慣に対する理解を明らかに変化させていった[1]。その変化は、法典批判に対して彼が著した一連の駁論が展開する中に、旧慣の占める位置付けがその重要度を増してゆく現象として看取できる[2]。この意味で、論争の渦中にあったボアソナード自らが、編集主幹（rédacteur en chef）としてその刊行に熱心に携わった『仏文雑誌[3]』に見る、彼のいわば「戦略的」論説活動を、ウィグモアとの接点を境に今一度厳密に再構成[4]してみる必要があろう。

一方ウィグモアが、日本の旧慣や前時代の裁判例を繙く強い学問的情熱を抱いたのは、まさしく書簡内に示されるボアソナードの助言によるところが極めて大きい。そして膨大な歴史的な法資料を能率よくかつ大量に理解するため、彼は多くの日本人の協力を得て、組織的な翻訳チームを作り上げた。書簡区分上の第Ⅰ期と第Ⅱ期の間の沈黙には、英文訳の基礎作業を重ねるウィグモアの姿を読むべきなのだろう。そして彼の日本法（史）研究は、ジャパン・メイル誌上でボアソナード法典への具体的な主張として結実するのである。こうした彼の日本法認識の方法とそのプロセスは、彼が慶應義塾で実践していた法学教育方法とその内容とも密接な関連を保っており[5]、それ自体として検討を要する興味深い課題として浮上してくるのである。

熾烈を極める政治抗争と化した法典論争の中で、二人の法律家は常に学問的関心に発する真摯な問題意識を分かち合っていた。以上に紹介した書簡は、彼らの間に存した情感溢れる人間的交流をも、その行間から伝えている。上述した二つの研究課題は、民法典論争[6]をめぐる二人の外国人法律家の「相互交流・相互形成」という側面から、いずれ近稿において詳しく論じるつもりである。

1) この点はすでに村上一博氏によって指摘されている。同氏訳「G・ボアソナード日本の新法典－法律家の意見書および議会の反対論に対する反駁－」（『同志社法学』第40巻第3号、1988）、66頁。このボアソナードの論文は、Gustave E. Boissonade, “Les nouveaux codes japonais, réponse au manifeste des légistes et aux objections de la diète”, in: Revue française du Japon, nº. 8 (1892), pp. 229-275 である。

2) 例えば、前註所掲のボアソナードの論文は、1892年8月1日の日付が見られる。これは本書簡の第Ⅱ期の区分に属す。これに比較して、1893年9月にフランスのアカデミーで読まれた彼の “Les anciennes coutumes du Japon et le nouveau code civil,

à l'occasion d'une double publication de M. John Henry Wigmore"（→【書簡４】註１、【書簡８】註２、【書簡13】註２）には、明らかに日本の慣習法の説明の割合が増加している。民法典論争が終局を迎えた後に執筆されたものと考えれば、ボアソナードの「戦略的」意図は、論争当時とは変調してもおかしくない。なお、ボアソナードの法典批判への一連の反駁論は、村上一博・岡本友子共訳「翻訳：G.E.Boissonade, Les Nouveaux Codes Japonais」（『六甲台論集』第34巻第２号、1987年）、２-３頁にリスト化される。

3) 【書簡６】註２を参照のこと。

4) フランス外務省外交資料室には、『仏文雑誌（Revue française du Japon）』発刊当時、在日フランス公使館一等書記官コラン・ド・プランシーに宛てたボアソナードの書簡百余通が保管されている（Archives du Ministère français des Affaires étrangères: Papiers agents—Collin de Plancy, vol. 8）。この書簡の大半には、同雑誌をめぐる細かな打ち合わせが記されており、編集作業の裏面事情について知ることができる。むろん、法典批判へ対抗するボアソナードの挑戦的な姿勢も窺える。本資料については、別稿にてその全文を復刻する予定である。

5) 前掲拙稿「ウィグモアの法律学校」、特に225頁以下。

6) ここでは「法典論争」に関する諸論考に触れる余裕はないが、近時、吉井蒼生夫「法典論争研究への関心」（『神奈川大学法学研究所年報』第15号、1996年）が発表された。

〔2000.9.29稿〕